

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

- 1 監査の種類 財務監査（定期監査）
- 2 監査の対象 消防局
総務課、警防課、指令課、予防課、消防訓練所
中央消防署、東消防署、西消防署
- 3 監査の期間 令和2年4月17日（金）～令和2年6月3日（水）
- 4 監査の着眼点
 - (1) 収入事務は適正か。
 - (2) 支出事務は適正か。
 - (3) 契約事務は適正か。
 - (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和元年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 雑入の歳入調定において、佐世保市財務規則第 65 条で「部課長は、すでに調定した歳入について、変更すべき理由が判明したときは…直ちに、調定を変更しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、還付に伴う減額調定を行っていなかった。 (総務課)

還付の事務処理の把握が不十分であると言わざるを得ない。適正な事務処理を行われたい。

2. 支出事務

- ① 母と子の防火フェスティバル補助金において、佐世保市補助金等交付規則第 12 条で「…補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。」と規定されているにもかかわらず、補助事業者等に確定通知をしていなかった。 (予防課)

補助金の確定通知漏れについては、他の部局でも再三指摘している事項である。規則等を再確認し、適正な事務処理を行われたい。

3. 契約事務

- ① 環境衛生管理業務委託契約ほかの変更契約において、佐世保市事務処理規程第 5 条第 34 号で「…1 件 1,000 万円以上の経費の支出負担行為に関すること。」は市長の決裁事項と規定されているにもかかわらず、変更契約締結伺について市長の決裁を受けていなかった。 (総務課)
- ② 耐電用具の耐電圧試験業務において、佐世保市財務規則第 140 条で「…次の各号の一に該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。…(2) 物件、労力その他を供給させる契約で契約金額が 40 万円以下のとき。」と規定されているにもかかわらず、40 万円を超える本契約について契約書を作成していなかった。 (警防課)

契約事務における指摘事項は、前回も行っている。特に市長決裁の未決においては、無権限者による事務執行であることを十分認識されたい。管理監督者は組織的な再発防止を図られたい。

4. 財産管理事務

- ① 備品において、佐世保市物品会計規則第 15 条第 3 項で「…備品を処分したときは、物品返納・処分報告書により契約課長に報告しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、処分した備品について報告していなかった。 (西消防署)

前回は指摘している事項であり、同じことを繰り返さないようにチェック体制の確立を求めていたが、機能していない。原因を分析し、二度と起こらないようにされたい。